

特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）の位置付け等について

1. 個人情報保護法等に基づくガイドライン等の枠組み

(1) 行政機関向け

個人情報保護法第7条に基づく基本方針（閣議決定）（以下「基本方針」という。）において、総務省が「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を策定するとされている。（基本方針2(1)）

（注1）総務大臣は、行政機関個人情報保護法において、行政機関の長に対し、法律の施行の状況についての報告の徴求（行個法49条）、資料の提出及び説明の求め（行個法50条）、意見を述べる（行個法51条）ことができるとされている。また、行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、総務大臣に通知しなければならない（行個法10条）。

(2) 独立行政法人等向け

基本方針において、総務省が「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を策定するとされている。（基本方針4）

（注2）総務大臣は、独立行政法人等個人情報保護法において、独立行政法人等に対し、法律の施行の状況についての報告を徴求することができる（独個法48条）とされている。

(3) 地方公共団体向け

基本方針において、地方公共団体の保有する個人情報の保護対策については、上記(1)(2)のような指針の作成についての規定はないが、個人情報保護法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報に関する条例の制定に取り組む必要があるとされている。（基本方針3(1)）

各地方公共団体は条例及びその取扱規定等を策定している。

（注3）個人情報保護法第5条において、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定しこれを実施する責務を有するとされている。

また、基本方針において、地方公共団体は、地方独立行政法人について適切な個人情報の保護措置が講じられるように取り組むことが求められている。（基本方針5）

(4) 事業者向け

基本方針において、各省庁が、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを検討するものとしてされている。（基本方針2(3)①）

（注4）個人情報保護法において、主務大臣は、個人情報取扱事業者に対し、報告徴求（個法32条）、助言（個法33条）、勧告及び命令（個法34条）を行うことがで

きるとされているほか、各業法においては事業者に対し立入検査等を行う権限を有している。

2. 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）の位置付け等

(1) 番号法と個人情報保護法等との関係

① 行政機関等及び事業者

番号法は個人情報保護法等の特別法であり（番号法1条）、具体的には、特例としての保護措置について、条文を新たに書き起こしているほか、番号法第29条、第30条により、個人情報保護法の適用となる個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関し、個人情報保護法の適用関係を明らかにしており、適用しない条文や読み替える条文を規定している。行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の適用関係も同様に規定されている。

また、番号法第32条から第35条までにおいて、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に対する特定個人情報の保護措置が規定されている。

（注5）個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者とは、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5千を超えない者（個人情報保護法施行令で規定）

（注6）番号法においては、このほかに、特定個人情報と共に管理されている個人情報の取扱いについて、特定個人情報保護委員会による指導・助言に関する規定がある（番号法50条）。（下記②の地方公共団体が保有する個人情報についても適用。）

② 地方公共団体等

番号法における各種保護措置の対象は、行政機関や事業者などの主体ごとに区分されておらず、地方公共団体についても個人番号利用事務等を実施する場合には同様に適用される。

ただし、番号法第31条において、地方公共団体は、個人情報保護法等及び番号法の規定により行政機関の長等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとするとしている。

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）の位置付け等

① 特定個人情報保護委員会は、個人番号を取り扱う者に対して、指導及び助言（番

号法 50 条)、勧告及び命令(番号法 51 条)、報告徴求及び立入検査(番号法 52 条)の権限を有している。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(仮称)(以下「本ガイドライン」という。)は、番号法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある特定個人情報保護委員会として、こうした権限に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として策定し、告示等として公表することとしたい。

また、本ガイドライン策定に当たっては、個人情報保護法に基づくガイドライン等の整合性についても確保することとする。

- ② 地方公共団体の保有する個人情報の取扱いについては、それぞれ個人情報保護条例で規定しており、条例に関する取扱規定等についても区々となっているが、番号法においては、地方公共団体についても特定個人情報を取り扱う場合には同様に適用される。このため、本ガイドラインの取扱いについても、保護措置の内容の中核の部分については同様に適用することとする。
- ③ 本ガイドラインにおいては、独立行政法人等については基本的に行政機関と同様の位置付けとするが、地方独立行政法人については地方公共団体がその監督権限により、必要な措置を講ずることとされている(番号法 31 条)ことから、監督者としての対応について記述することも検討することとしたい。

3. 本ガイドラインの記載内容等

本ガイドラインは、条文を分かりやすく記述するとともに、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、最低限守るべき事項を記述することとし、必要に応じ、より万全な対応を行うことが望ましい事例や条文の理解を助けるための事例等を記述することも検討することとしたい。

一方、本ガイドライン作成後も具体的なケースに即した特定個人情報の取扱いに関する質問が寄せられることが考えられ、そのうち汎用性のあるものについては質問・回答として適宜公表することが適当である。また、保護措置の内容の理解をより深めるための解説や、一部の個人番号を取り扱う者が対象となるような事例なども必要であることから、FAQ等を別途作成することとしたい。